

伊方町総合教育会議の設置について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、伊方町総合教育会議を設置する。

【総合教育会議の概要】

1. 構成員は町長及び教育委員会
2. 町長が招集し、会議は原則公開
3. 協議及び調整事項は次のとおり
 - (1) 教育に関する大綱の策定
 - (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

総合教育会議の運営について

1 会議の位置づけ

- (1) 総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
- (2) 町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。
- (3) 町長及び教育委員会は、会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなる。(双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならない) なお、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断する。

2 会議の運営等

(1) 構成員

町長及び教育委員会（必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる）

(2) 招集

町長が招集する。(必要に応じて教育委員会が会議の招集を求めることができる)

(3) 公開

住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。(個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、公益上必要があると認めるときを除く)

● 非公開と想定される事項

※いじめなどの個別事案により関係者の個人情報保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合。

(4) 公表

町長は、議事録を作成し公表することに努める。

3 協議の調整事項

(1) 協議すべき事項

- ① 大綱の策定に関する協議(法第1条の4第1項)
- ② 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策(法第1条の4第1項第1号)

● 法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

※学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項。

※幼稚園・保育所等を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、町長と教育委員会との事務連絡が必要な事項。

- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置(法第1条の4第1項第2号)

● 法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

※児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項

- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・ 通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

※児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態

- ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合
- ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
- ・ 犯罪多発により、社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合
- ・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条の重大事態の場合

(2) 協議すべきでない事項

- ① 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- ② 日常の学校運営に関する些細な事項

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。

伊方町総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名	備 考
町 長	高 門 清 彦	
教育委員長	木 嶋 英 幸	
教育委員長 職務代理者	阿 部 弘 喜	
教育委員	山 口 千 穂	
教育委員	阿 部 勇 二	
教 育 長	河 野 達 司	

伊方町総合教育会議運営要綱（案）

平成28年11月9日
伊方町総合教育会議決定

（趣旨）

第1条 この告示は、町長と教育委員会が意思疎通を図り、本町教育の目指すべき方向性や課題等を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、伊方町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、町長が招集する。

- 2 町長は、会議を開催する場合は、日時、開催場所、協議題等を示し教育委員会へ通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 町長が緊急を要すると認める場合は、町長と教育長との協議で会議を開催することができる。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により非公開とした事項は除く。

(調整結果の尊重)

第7条 町長及び教育委員会は、それぞれの権限に属する事務を執行するにあたって、会議において調整が行われ合意した事項については、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局を、総合政策課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月9日から施行する。

伊方町総合教育会議傍聴要綱（案）

平成28年11月9日
伊方町総合教育会議決定

（趣旨）

第1条 この告示は、伊方町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、必要事項を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険と認められる物品を所有する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴の制限等）

第4条 町長は、傍聴席が満員となったときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。

（傍聴人が守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) いかなる理由があろうとも議場に入らないこと。
- (3) 私語、雑談、拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げることのほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしてはならない。ただし、特に町長の許可を得たときは、この限りでない。

3 町長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。

(退場)

第6条 傍聴人は、前条第3項の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を公開としない旨の議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議を閉じたときは、直ちに退場しなければならない。

(町長の指示)

第7条 この告示に定めるもののほか、傍聴人は、町長の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、平成28年11月9日から施行する。

別記様式(第2条関係)

傍聴人受付簿

平成 年 月 日開催

氏名	年齢	住所	備考

大綱の策定について

1 趣旨

首長に大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の統合的な推進を図る。

2 大綱の概要

(1) 策定

町長が策定する。

(2) 参考とする事項

国の「教育振興基本計画」の基本的な方針を参酌する。

(3) 記載する事項

予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。

(4) 協議・調整

策定（変更）するときは、総合教育会議で協議する。（町長と教育委員会が十分に協議、調整した上で大綱に記載）

(5) 公表

策定後に遅滞なく公表する。

(6) 法律上の効果

町長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負う。

(7) 対象期間

4~5年程度

3 大綱策定の基本方針

伊方町の最上位の計画である伊方町総合計画を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の教育振興計画を参酌し、伊方町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとする。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を

定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

伊方町教育振興に関する大綱 (案)

～「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり～

平成 28 年 11 月

『「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり』を目指して

本町は、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力(こうろく)の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指します。

活力と潤いに満ちた地域、住んで良かったと思えるような魅力的なまちづくりを進めるためには、人づくりが大切です。本町に暮らす住民が、まちの現在と未来を担う大切な「力」であり、教育はその「力」を育む最も重要な営みです。

そのため、「人づくりがまちづくりの基本」という理念に基づき、本町に暮らす住民一人ひとりが様々な学習や活動、交流を通じてお互いの基本的人権を尊重し、学び合い高め合うことができるよう、学校・家庭・地域の連携体制を構築し、又地域の文化や歴史、施設、人材など、地域の資源を最大限に活用することで、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境の整備を進めているところです。

このような中、平成 27 年 4 月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により「教育委員会制度」が変わり、新たに町長が「総合教育会議」を設けて、教育委員会との協議により、教育の振興に関する「大綱」を定めることになりました。

本町は、総合計画(平成 28 年度~37 年度)の将来像である「よろこびの風薫るまち 伊方」を実現するため、学校・家庭・地域や関係団体と連携しつつ、『「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり』を目指して「伊方町教育振興に関する大綱」(平成 28 年度~32 年度)を定め、4 つの施策に基づき、町民の皆様とともに、教育・スポーツ・文化の振興に取り組んで参ります。

平成 28 年 11 月 9 日

伊方町長 高 門 清 彦

施 策 の 方 針

1. 学校教育の充実

ふるさとを愛し、かつ国際化・情報化した現代社会に柔軟に対応できる子どもが育つように、地域の人材と自然資源を最大限に活用して、豊かな心と学力の向上を図る教育環境整備を進めます。

特に少子化の進むまちの実態に立って、保育所（認定子ども園）、小・中学校、高校との「縦の連携」の強化、保育所（認定子ども園）・学校と家庭、地域との「横の連携」の強化を図り、これからの時代に求められる「生きる力」の育成に重点をおいた教育を推進します。

2. 生涯学習・生涯スポーツの活性化

地域資源や情報通信技術を活用して、全町民が生涯を通じて学び続けることができる生涯学習環境を整備します。特に、関連施設の再編を進めながら、地域ごとの生涯学習活動の活性化に重点をおいて推進します。

また、健康で生きがいを持って暮らすためには、無理をせず、長く続けることができる運動は欠かせないことから、町民一人ひとりの自主的なスポーツ活動を支援します。

さらに、スポーツを通じた町民相互の交流によって、本町としての一体感の醸成につなげます。

平成 29 年のえひめ国体や平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、生涯にわたるスポーツ習慣の定着に重点をおいて推進します。

3. 伝統・文化の継承と発展

先人から受け継がれた地域の伝統文化を誇り、次代へつなぐために、伝統・文化の掘り起しや、保存継承を積極的に行います。そして、佐田岬半島の伝統文化と文化財を守りながら、地域の魅力づくりにつながる環境づくりを継続します。

また、本町としての文化を創造するために、住民の文化活動を支援し、町内外にまちの魅力を発信できる人づくりと体制づくりを推進します。

4. 信頼と協働で創る豊かな地域社会の構築

人権尊重・男女共同参画社会分野では、町民、町職員、事業者、教職員など本町に関わるすべての人が正しい人権意識を備え、国籍や性別などを超えて男女共同参画、国際交流・地域間交流、地域活動を推進します。

レッドウイング市（米国）をはじめとする国際交流を中心に、より広い視野を持った人材（人財）育成のための交流環境を推進します。

また、これらの交流にあたっては、観光、教育、スポーツなど他の分野と連動させた交流活動の拡充に重点をおいて推進します。

施策の展開

1 学校教育の充実

● 目指す姿

保・小・中・高校、家庭、地域が連携し、変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、本町の将来を担う人材（人財）を磨き上げる独自の教育環境が整っています。そして、その教育環境のもとで、子どもたちが安心・安全に「徳」「知」「体」のバランスのとれた「生きる力」を身につけ、本町を担う人材として成長しています。

● 課題

少子化がさらに進むと予想される本町では、少人数教育の長所を最大限に生かし、家庭・学校・地域との一層の連携によって最良の教育環境を創出することが重要となっています。全ての子どもたちが夢の実現にチャレンジできるよう、就学環境や就学機会の充実、開かれた学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

● 成果指標

- ① 地域や保護者の参画と協力により、開かれた学校運営と地域の独自性を活かした教育活動が行われています。
- ② 保護者が安心して子どもをあずけられる幼児教育環境が整っています。
- ③ 安心して就学でき、安全に教育を受けることができる教育環境が整っています。
- ④ 子どもたちが確かな学力を身に着け、豊かな心と健やかな体を育み生きる力を備えています。
- ⑤ 社会のグローバル化に対応する力と郷土をより深く愛する心を身につける教育が充実しています。
- ⑥ ICT の積極的な活用により指導方法や指導体制が工夫改善され、子どもたちにとって学力向上につながっています。
- ⑦ 障害のある子どもたちが一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、自立と社会参加に向け、生き生きと学んでいます。

2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

● 目指す姿

関連施設の再編を進めながら、各世代・各地域の要望に基づく学習活動の活性化と心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、町民の主体性を発揮する機会が拡大しています。

さらに、老朽化した施設の計画的な再編と機能充実が進み、その人らしく、意欲的に生涯学習やスポーツに様々な形で参加する町民が増えています。また、えひめ国体や東京オリンピック等を契機として、生涯にわたるスポーツ習慣が定着しています。

● 課題

本町においては、高齢化や過疎化の進むことも念頭に置きながら、学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図ることが重要となっています。

また、生涯学習やスポーツへの期待の大きい「学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充」という町民の希望を踏まえ、町民が主体的に活動する環境づくりをさらに進めていく必要があります。

● 成果指標

- ① 町民一人ひとりが求めに応じた手段で学びを享受するとともに、学びを通して得た知識・技能を地域に還元しています。
- ② 地域に根ざした公民館活動が充実し、地域の活性化に貢献しています。
- ③ 生涯学習やスポーツの施設・設備が整備され、その活動の質や機会が充実しています。
- ④ 読書活動などを通じて町民の様々な知的欲求を満たし、地域の情報拠点として人々の暮らしを豊かにしています。
- ⑤ 児童生徒及び青少年が地域の中で健全に育っています。
- ⑥ 町民と一体となった「えひめ国体」を開催し、スポーツに親しむ気運が一層高まるとともにまちの活性化につながっています。

3 伝統・文化の継承と発展

● 目指す姿

佐田岬の伝統・文化の継承と新たな文化の創造に向けて、まち全体が活発に取り組んでいます。また、地域独自の伝統文化と文化財を守りながら、地域の魅力づくりにつながる環境づくりが整備されています。

● 課題

佐田岬半島の歴史・文化を知ることや地域行事の存続は、地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成、若い世代の人口流出の精神的歯止めにつながり、まち全体の活力にもつながります。そのため、地域に伝わる伝統的な文化、文化財に親しむ機会を増やしていく取組が必要です。また、文化財行政の体制強化も必要になります。

● 成果指標

- ① 佐田岬半島固有の文化財、文化遺産が活かされるとともに、町民の文化意識が高揚しています。
- ② 佐田岬半島の歴史・文化に関する知識、情報を求めに応じて得ることができる環境が整っています。
- ③ 文化財行政の推進で専門的人材を育成し、佐田岬半島の文化と誇りの継承が促進されています。
- ④ 固有の歴史や文化を守り伝え、地域の力として活かしていく「地域博物館構想」の環境が整備されています。
- ⑤ 活動の発表や本物に触れる機会を設けるなど、町民の活動意欲の喚起によって文化活動が活性化しています。
- ⑥ 四国最古の天然記念物「三崎のアコウ」保存環境整備により、文化財・自然保護精神の高揚とともに来訪者が増加しています。

4 信頼と協働でつくる豊かな地域社会の構築

● 目指す姿

すべての町民と行政職員が人権尊重の意識を持ち、あらゆる機会の人権尊重に基づく行動を実践しています。また、男女共同参画においては、男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる社会が実現しています。

各種交流活動においては、町民を主体に様々な地域間交流や国際交流の活動が活発に行われています。

● 課題

町民の幸福感を高めるには家族、友人、地域とのつながりが大切であり、そうした生活環境を構築するには、差別や偏見のない社会であることが条件となります。あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、今後も町民の人権意識の普及啓発を図り、家庭・地域・組織それぞれにおいて人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた実践的な行動が求められます。また、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、様々な主体（行政、団体、町民）や多様な分野（文化、スポーツなど）での交流の活性化が期待されます。

● 成果指標

- ① 町民一人ひとりが、「性別」、「年齢」、「障害の有無」、「国籍」などにかかわらず、基本的人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権を尊重する態度や行動が日常生活に根づいています。
- ② いじめの未然防止や様々な虐待防止の周知・啓発の充実を図るとともに、積極的に相談に対応することでその問題の解消につながっています。
- ③ 男女の性差に関係なく、個人が自らの能力を最大限に発揮し、自分の意思を表現できるよう、男女共同参画社会が形成されています。
- ④ より深い、より幅広い地域間交流や国際交流の推進は、次代を担う人材育成に貢献するとともに、地域の活性化につながっています。